

「消費税および地方消費税」の税率引き上げに伴う電気料金の改定について

2019年9月13日

株式会社USEN NETWORKS

消費税法および地方税法の一部改正により、2019年10月1日から消費税および地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、当社の電気料金を改定させていただきます。

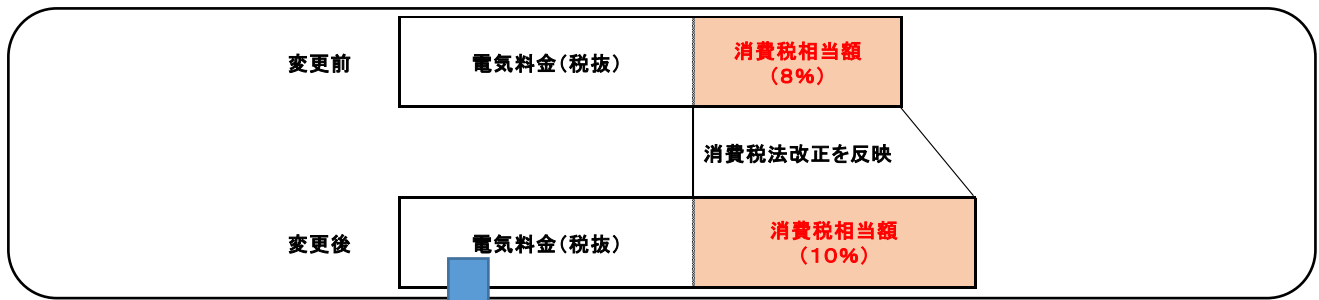
電気料金の10月分のご請求金額については、消費税法上の経過措置により、10月分の料金に2019年9月30日以前のご使用期間が含まれるお客さまは税率8%が適用され、11月分の電気料金から消費税率10%が適用とされます。

また、当社は、新たな消費税率を反映させていただくため、2019年10月1日より各種約款等を変更いたします。新たな消費税率を反映した約款等につきましては、当社ホームページ内等で公表いたします。

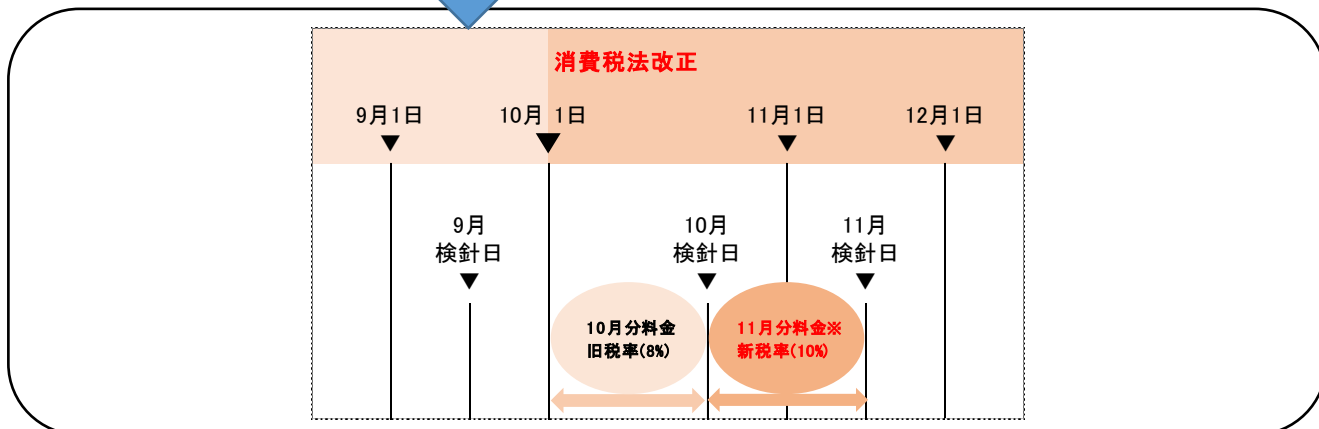
〈電気料金の変更内容について〉

電気料金には消費税相当額が含まれるため、消費税法改正を反映した料金に改定いたします。なお、消費税相当額以外の料金の変更はございません。

【電気料金変更イメージ】



【変更時期のイメージ】



※10月検針日から11月検針日までのご使用料金を「11月分料金」といいます。

※2019年10月以降新たに電気契約をされたお客さまは、その検針日にかかわらず、新税率(10%)が適用となります。